■右記以外の支援

種類	内容	対象	問い合わせ
補助	住居確保給付金 経済的に困窮し、住居を喪失する恐れがあるなどの 場合に上限額の範囲内で家賃を補助します。	市民	花巻市社会福祉協議会(☎22-6708)
貸付	生活福祉資金(緊急小口資金) 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的 な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯に対 し最大で20万円を貸し付けします。	市民	花巻市社会福祉協議会(☎22-6708)
貸付	総合支援資金(生活支援費) 収入の減少や失業などにより生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し最大で月額20万円を貸し付けします。	市民	花巻市社会福祉協議会(☎22-6708)
猶予	国税・県税・市税の納税猶予制度の特例 国税・県税・市税のほぼ全ての税目について納税を猶 予します。[担保不要、延滞税(延滞金)免除] *事業者も対象となる税目があります	納税義務者	○[国税]仙台国税局猶予相談センター(☎0120-945-430)○[県税]花巻県税センター(☎22-4913)○[市税]本館収納課(☎41-3531)
減免	国民健康保険税・介護保険料の減免制度 主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に全 部または一部を免除します。 *後期高齢者医療保険料の減免制度は、岩手県後期 高齢者医療広域連合で準備中	被保険者	。[国保]本館市民税課(☎41-3526) 。[介護]新館長寿福祉課(☎41-3578) 。[後期]本館国保医療課(☎41-3583)
免除・ 猶予	国民年金保険料の免除・納付猶予臨時特例措置 収入の減少などがあった場合に全部または一部を免 除、もしくは納付を猶予します。	被保険者	ねんきん加入者ダイヤル(☎ 0570- 003-004)
猶予	水道料金・下水道使用料の支払い猶予 収入減により生活が困窮し、水道料金・下水道使用 料の支払いが困難な場合に支払いを猶予します。	使用者	○[上水]花巻水道お客様センター (☎24-2175)○[下水]新館下水道課(☎41-3563)



新型コロナウイルス感染症対策経費の 概要をお知らせします

【問い合わせ】 本館財政課(2541-3517)

●補正予算を編成した主な対策経費

O Home of the district of the					
事業名	予算額	内容			
感染症予防緊急対策事業	818万円	感染拡大防止のため主要な施設にサーモグラフィカメラや非 接触体温計を設置します。			
中小企業持続支援事業		市内事業者の事業継続を支援するため、市が独自に国の持続 化給付金申請サポート会場を設置するとともに、花巻商工会 議所に運営を委託します。 ■実施期間 6月1日~26日			
消防·救急救助充実強化事業	121万円	傷病者搬送後の救急車内を消毒するため、オゾンガス式除染 装置1台を更新します。 *詳しくは2ページをご覧ください			

*上記は、6月5日までに実施が決まった支援策です。今後、さらに支援策を取りまとめ公表の上実施します



自立支援医療受給者証の 有効期限が1年間延長されました

【問い合わせ】 新館障がい福祉課(2341-3580)

新型コロナウイルス感染症対策として、自立支 援医療受給者証の有効期限が1年間延長されまし た。(手続きは不要です)

※各医療機関では、同受給者証の有効期限を1年 延長したものとして読み替え対応します

■対象 同受給者証に記載されている有効期限が 3月1日~令和3年2月28日の期間に満了する 人

自立支援医療受給者証の内容に変更があっ た場合は、変更申請が必要です

新型コロナウイルス感染症対策

個人向けの支援制度



助成

温泉宿泊施設等利用促進事業 日帰り入浴…1,000円、宿泊…最大4,000円

QRコード

■対象 市民または市内事業所に勤務する人 ※団体利用は、20人程度までを目安

■助成期間 7月31日(金)まで

■助成額

○日帰り入浴支援(1食付き)…利用者1人当たり1,000円 ※2,000円未満のプランは対象外

∘宿泊支援(1泊2食付き)

プラン	助成額(1人当たり)
4,000円以上6,000円未満	2,000円
6,000円以上8,000円未満	3,000円
8,000円以上	4,000円

特産品が当たる 抽選会も同時開催

詳しくは施設利用時に配布 する応募券をご覧ください

※4,000円未満のプランは対象外

■利用方法

①利用を希望する施設に電話などで予約

②利用日当日、予約した施設の受付で利用申込書に必要事項を記入の 上、提出

※運転免許証や社員証など、居住地や勤務地を確認(団体の場合は代 表者 1人)できる書類を提示してください

③助成額を差し引いた利用料を支払う

【問い合わせ】 本館観光課(☎41-3542)

市ホームページ QRコード

給付

子育て世帯への臨時特別給付金 対象児童1人につき1万円

- ■対象 4月分の児童手当の支給対象となる児童 ※平成16年4月2日~令和2年3月31日までに 生まれた児童
- ■**受給者** 4月分の児童手当受給者
- ■支給日 6月末(予定)
- *公務員の人は申請が必要です。後日、勤務先から申 請案内が送付されます

【問い合わせ】 新館地域福祉課(☎41-3575)



5 2020(R2).6.15